

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社プロルート丸光
住所：大阪府中央区北久宝寺町2丁目1番3号

2. 指名停止措置期間 自 令和5年12月1日 1ヶ月
至 令和5年12月31日

3. 事実概要

株式会社プロルート丸光の元代表取締役は、令和3年6月、当時ジャスダック上場だった同社の同年3月期連結決算で、架空の売り上げを計上し、虚偽の連結損失計算書を記載した有価証券報告書を近畿財務局に提出したとして、令和5年10月12日、金融商品取引法違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564